

4月から水道料金が変わります

水道事業は原則として市民の皆さんからいただく水道料金で賄っています。しかし、近年の不況に伴う水需要の低下などから本市水道事業は厳しい経営状況が続いています。今後多くの老朽施設の更新を行いながら水を安定的に供給するために、平成22年4月使用分から水道料金を改定しますので、新料金や料金改定の理由・経緯などについてお知らせします。



独立採算で運営

わたしたちが生活する上で、最も大切な「水」。本市では百年以上前から水道施設を整備し、安全で安心な水の安定的な供給に努めています。水道事業は、地方公共団体が経営する企業（本市の場合は水道局）が「独立採算」で運営しています。その運営に

必要な経費は原則として市民の皆さんからいただく水道料金で賄っており、一定期間の料金収入と運営経費（施設の維持管理や減価償却費、施設整備に伴って借入れしたお金の返済費など）を比較しながら、その期間の水道料金を決定しています。

老朽施設の更新に向けて13年ぶりに料金改定へ

平成9年5月に料金改定（25%の引き上げ）を実施して以来13年間は、料金改定を行わず事業運営を行ってきました。しかし、水を安定的に供給し続けるためには、これまで対応が遅れていた老朽施設の改善や更新が必要となっており、今後の経費増加は避けられない状況にあります。また一方では、昨今の経済不況などが企業活動や市民生活に影響を及ぼし、水の使用量は減少。それに伴い料金収入も減

少し、水道事業の収支は19年度に赤字に転じ、20年度はさらに大きな赤字決算となりました。

こうした中で、水道局では中長期の基本方針「佐世保市上下水道ビジョン」を策定し、目標管理による経営に努め、民間活力の活用等により職員数を減じるなど、経営改善に努めるとともに、水道事業のあり方や経営手法について、専門家や有識者、公募委員で構成する「佐世保市上下水道事業経営検討委員会」に諮問し、現行料金から約34%の料金引き上げの答申を昨年6月に受けました。

これらを踏まえ、事業計画を再度精査し、経営健全化に向けて事務事業を見直すなど、さらなる経費節減に努め、答申よりも引き上げ幅を抑えた料金改定案（平成22年度から2年間は現行料金から27・35%引き上げ、24年度からはさらに2%引き上げ）を昨年9月定例市議会に提案しました。

一般会計からの支援で市民負担を軽減

今回の料金改定は、料金算定期間5年間（平成22年度～26年度）の支出見込み額に対して、収入見込みが不足することになるため、その不足額を補うために行うものです。

しかし9月議会では、「節水に伴う減収分を、料金の値上げで市民が負担することは理解が得られない」などの指摘があり、「料金改定は水道局だけで解決できる問題ではない。全庁的な検討の推移、結果を見守るため継続審査とする」ことになりました。

直ちに市全体で再度検討を行い、水道事業は独立採算制と定められていますが、節水に伴う水道事業の減収分は、水道局のさらなる経営努力と、一般会計から水道事業へ毎年2億円の支援（市民サービスへの直接的な影響を回避することを前提に、平成22年度

表1 1カ月当たりの新料金単価表(税抜き)

基本料金	
10㎡まで	1,484円(5㎡までは864円)
超過料金(1㎡当たりの単価)	
10㎡を超え20㎡まで	233円
20㎡を超え50㎡まで	253円
50㎡を超え100㎡まで	273円

表2 1カ月当たりの新料金計算表(税抜き)

使用水量	料金計算式(X㎡は使用水量)
10㎡まで	1,484円(5㎡までは864円)
10㎡を超え20㎡まで	(X㎡-10㎡)×233円+ 1,484円
20㎡を超え50㎡まで	(X㎡-20㎡)×253円+ 3,814円
50㎡を超え100㎡まで	(X㎡-50㎡)×273円+11,404円

表3 月15㎡を使用する標準世帯の1カ月の水道料金(税込み)

現行料金	2,325円	改定率 19.68%増 実施時期 平成22年4月～
↓		
新料金	2,781円	

◎上記新料金の計算方法(表2の計算式参照)
{(15㎡-10㎡)×233円+1,484円}×消費税=2,781円

※本市の水道料金は2カ月ごとの支払いになっています。
※100㎡を超える料金単価など詳しくは、水道局ホームページをご覧ください。水道局営業課(☎24-1151)にお尋ねください。

から26年度の5年間で10億円の臨時的緊急措置(を行うことで財源を確保し、市民の皆さんの負担を軽減すること)にしました。

また緊急的な課題である施設整備などの経費増加の一部は、水道局の一層の経営努力と、一般会計から水道事業への貸付け(5年間で5億円)で対応することになりました。

4月1日使用分から19・68%の引き上げ

以上のことから、昨年12月定例市議会に現行料金から19・68%引き上げる料金改定案を再提案し、ことし4月からの実施が決まりました(表1、2参照)。

照)。これにより、1カ月当たり15㎡(立方メートル)を使用している標準的な世帯の値上げ額は、税込みで456円/月となります(表3参照)。

市民の皆さんには、料金を値上げせざるを得ない状況について、ご理解をいただきたいと思えます。

水道局では、一定期間ごとに収支の見込みを検討し、水道料金のあり方について検証を行っていくとともに、「料金体系の検討」「支払方法の改善」など、市民サービスの向上を目指します。今後も経営努力を行い、市民の皆さんの負担軽減を図り、安全で安心な水の安定供給に努めます。

◎水道局経営管理課 ☎24・1151

水道料金 Q&A

問1 水道料金はどのようにして自治体ごとに違うの？

答 水道料金は、水道事業を運営するために要する経費(支出)に基づいて算定されます。その経費の規模は自治体の事情によって異なるため、料金体系も自治体ごとに異なります。本市は山間部が多い地形から、高地まで水を配水するためのポンプ所や配水池が多く、また水源が乏しいため、複数のダムや河川などさまざまな場所からの取水を余儀なくされています。これらの施設の整備や維持管理には多くの費用が必要なため、他都市に比べると経費が増加する要因となっています。

水道料金の県内他都市の状況(本市は4月改定後の数値)

市名	水道料金	市名	水道料金
平戸市	3,250円	大村市	2,493円
長崎市	2,997円	諫早市	2,380円
南島原市(口津)	2,940円	対馬市	2,100円
壱岐市	2,910円	雲仙市(吾妻)	1,960円
●佐世保市	2,781円	松浦市	1,753円
五島市	2,625円	島原市	1,370円
西海市	2,540円		

※月15㎡を使用した場合の1カ月分の料金(税込み)。

問2 水道料金を1カ月ごとに支払えませんか？

答 「2カ月に1回の納付では1回当たりの納付額が高額になる」とのご意見が多く寄せられていることから、毎月納付へ向けて準備を進めています。4月の料金改定には間に合いませんが、平成23年1月から実施する予定です。また、コンビニでも23年4月から納付できるように検討しています。

問3 石木ダム建設事業と料金改定との関係は？

答 施設の建設費用には、減価償却費と財源として借入れたお金(企業債)の支払利息が含まれます。減価償却費は施設が完成し供用を開始すると費用として計上されますので、石木ダムも供用開始時に費用として計上することになります(計画では平成29年度から供用開始予定)。企業債は石木ダム建設でも使われており、その支払利息は元金とともに現在返済を行っています。今回の料金改定期間である平成22年度から26年度までに、合計約6億5千万円を返済する予定です。この金額は同期間の水道料金の収入総額の2.2%に当たり、標準的な世帯(月15㎡使用)の1カ月分の水道料金2,781円では約61円に相当します。石木ダム建設にかかる企業債の返済は、すでに現行料金にも含まれており、今回の料金改定の要因ではありません。